

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【公開番号】特開2017-158120(P2017-158120A)

【公開日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-034

【出願番号】特願2016-41671(P2016-41671)

【国際特許分類】

H 04 R 1/10 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/10 104 B

H 04 R 1/10 104 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月10日(2017.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

音声信号を受けて音声波を再生するドライバユニットと、

前記ドライバユニットを収納するユニットケースと、

前記ユニットケース内に連通して形成され、前記ドライバユニットからの音声波をユーザの外耳道に導く音導管と、

前記音導管とは異なる素材により形成され、前記音導管の内側面に取り付けられて、前記ドライバユニットからの音声波を、前記外耳道に導く軸孔を有する筒体状の異素材音導管と、が備えられ、

前記異素材音導管の外側面が、前記音導管の内側面に対して、取り付けされていることを特徴とするイヤホン。

【請求項2】

前記異素材音導管の端部には、外側に広がる鍔部が形成され、前記鍔部が前記ユニットケース内に係止されていることを特徴とする請求項1に記載のイヤホン。

【請求項3】

前記異素材音導管は、金属素材により構成された請求項1または2に記載のイヤホン。

【請求項4】

前記ユニットケースと前記音導管は、樹脂素材により一体成型されていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載のイヤホン。

【請求項5】

前記異素材音導管の先端部には、音響抵抗材が挿入されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載のイヤホン。

【請求項6】

前記音導管は透明の樹脂素材により構成され、前記異素材音導管は有色の素材より構成されることを特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載のイヤホン。

【請求項7】

前記音導管の外側には、イヤーピースが取り付けられていることを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載のイヤホン。

【請求項8】

前記ドライバユニットは、バランスドアーマチュア型であることを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載のイヤホン。